

事 務 連 絡  
令和 6 年 7 月 4 日

各 都道府県  
指定都市 生活福祉資金貸付制度担当課 御中

厚生労働省社会・援護局地域福祉課  
生活困窮者自立支援室

### 生活福祉資金貸付制度の見直しに関する質疑応答集について

平素より、生活福祉資金貸付制度の推進につき、御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

この度、生活福祉資金（福祉資金及び教育支援資金）における民生委員調査書の取扱い等の見直しが行われたことにより、関係通知の一部を改正し、生活福祉資金貸付制度の見直しを行ったところです。この見直しについて別紙のとおり質疑応答集を作成いたしましたので、参考として御活用いただくとともに、社会福祉協議会等関係者にも周知いただくようお願いいたします。

**【担当】**

厚生労働省社会・援護局地域福祉課  
生活困窮者自立支援室  
川久保・蔦谷（内線：2879、2231）  
T E L : 03-5253-1111  
F A X : 03-3592-1459

生活福祉資金貸付制度の運用に関する問答  
(福祉資金及び教育支援資金における民生委員調査書等の見直し)

(見直しの趣旨等)

問 1 今回の見直しの趣旨如何。また、今後の民生委員の関わりはどのようなのか。

(答)

- 今回の見直しは、民生委員の負担の軽減等を図る観点から、生活福祉資金貸付(福祉資金及び教育支援資金)における担当民生委員等(運営要領の第3の1の(1)に規定する「担当民生委員等」をいう。以下同じ。)による借入申込書等の経由や、民生委員調査書(以下「調査書」という。)の作成について、必要な場合に重点化、柔軟化するなどの見直しを行っている。
- 具体的には、
  - ① 借入申込書の提出について、担当民生委員等を經由しなくても申請可能な場合として、借受人が生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号。以下「法」という。)に基づく自立相談支援事業等による支援を受けている場合等を明記すること(運営要領の第3の1の(2)関係)
  - ② 調査書の作成について、都道府県社会福祉協議会(以下「都道府県社協」という。)の会長(以下「都道府県社協会長」という。)が要請した場合に限ること(運営要領第3の2関係)
  - ③ 償還猶予の申請書の提出について、担当民生委員等を通じて申請することが望ましいと認められる場合を除き、直接市町村社会福祉協議会(以下「市町村社協」という。)を經由して提出できるようにすること(運営要領第5の3の(1)関係)等の見直しを行っている。
- なお、本制度では、地域での担当民生委員等による福祉的な関与やつながりを通じて、貸付と相談支援を一体的に行うことを趣旨の一つとしているところであり、本制度の運営における担当民生委員等による協力は、引き続き重要である。
- このため、今回の見直しにより、担当民生委員等による借入申込書等の経由や調査書の作成等を伴わない貸付となった場合であっても、貸付後の見守り支援等の必要がある際には、担当民生委員等に協力の理解を求め、可能な限り必要な連携を図っていただきたい。

(経由の取扱い①)

問2 福祉資金及び教育支援資金の申込みにおいて、担当民生委員等を経由せずに申し込むことができる場合として、新たに、第3の1の(2)のエ(※)が設けられているが、その見直しの内容如何。また、エの「等」とは何か。

※ 「エ 借入申込者が、申込みの際現に法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けている場合」

(答)

- 生活福祉資金貸付制度は、担当民生委員等による福祉的な関与やつながりを通じて、貸付と相談支援を一体的に行うことを趣旨の一つとしているところであるが、一方で、借入申込者において、貸付申込みの際、現に自立相談支援事業等による支援を受けており、担当民生委員等や市町村社協以外にも、相談支援を行う関係機関と別途つながっている場合がある。
- このような場合には、担当民生委員等の負担の軽減等を図る観点から、担当民生委員等を経由することなく、市町村社協のみを経由して、都道府県社協会長に申請をすることも可能とする取扱いとするもの。
- なお、借入申込者がエに該当する場合であっても、担当民生委員等がその日常の支援活動等の中で、本貸付制度の利用を紹介し、それを受けて、借入申込書の経由を行うような場合や、借入申込者が担当民生委員等の経由を希望する場合等において、経由することを妨げるものではない。また、経由を行わない場合であっても、貸付決定後の担当民生委員等による見守り等を含め、引き続き、担当民生委員等と必要な連携が図られるよう努めていただきたい。

(エの「等」について)

- エの「等」に該当するものとしては、例えば、福祉事務所、地域包括支援センター、児童相談所などの福祉的な相談支援を行っている機関が考えられるが、地域の実情に応じて柔軟に取り扱って差し支えない。

(調査依頼の取扱いについて)

- なお、第3の1の(2)のア～オに該当する場合であっても、同(2)柱書に定めるとおり、借入申込書の提出後に、市町村社協の会長(以下「市町村社協会長」という。)が「特に必要と認める場合」には、担当民生委員等に対して、必要な調査を依頼することは可能である。ただし、その際は、借入申込者や担当民生委員等の状況等から、担当民生委員等による調査が可能であるかどうか等も十分に勘案の上、判断願いたい。

- また、当該調査の依頼をする際には、例えば、必要に応じ、市町村社協が調査に同行しサポートすること等も含め、可能な限り、担当民生委員等の負担が軽減されるよう御配慮をお願いしたい。

（経由の取扱い②）

問３ 福祉資金及び教育支援資金の申込みにおいて、担当民生委員等を經由せずに申し込むことができる場合として、新たに、第３の１の（２）のオ（※）が追加されているが、これは、どういう場合を想定しているか。

※ 「オ その他担当民生委員等を經由して申し込むことに困難な事情がある場合」

（答）

- 第３の１の（２）のオ「その他担当民生委員等を經由して申し込むことに困難な事情がある場合」としては、例えば、借入申込者と担当民生委員等との間の連絡や関係構築等に困難な事情がある場合などが想定されるが、それぞれの事情に応じ、柔軟に取り扱って差し支えない。

（民生委員調査書の取扱い）

問４ 福祉資金及び教育支援資金の借入手続における調査書について、第３の２により、担当民生委員等は、「都道府県社協会長から民生委員調査書（以下「調査書」という。）の作成に係る要請を市町村社協を通じて受けた場合において、協力が可能なとき」に調査書を作成することとされたが、どのような場合に「要請」が必要となるか。

（答）

- 第３の２により、担当民生委員等による調査書の作成について、都道府県社協会長が「要請」を行う場合としては、例えば、
- ・ 借入申込者が、法に基づく自立相談支援事業等による支援につながっていない者である場合
  - ・ そのほか、地域での孤立が懸念されること等により、借入申込者が担当民生委員等による調査書の作成を通じてその関与やつながりを構築していくことが望ましいと認められる場合
- が想定されるが、それぞれの事情に応じて、柔軟に取り扱って差し支えない。
- ただし、この調査書作成の要請があった場合でも、これは、担当民生委員等が協力可能な場合にその範囲で対応されるものである。

- また、当該要請をする際には、例えば、必要に応じ、市町村社協が調査に同行し、サポートすること等も含め、可能な限り、担当民生委員等の負担軽減に配慮いただくようお願いしたい。
- なお、担当民生委員等の協力が円滑に行われるよう、どのような場合に「要請」を行うかについて、あらかじめ市町村社協や民生委員児童委員協議会（以下「民児協」という。）等の関係機関と調整のうえ、都道府県社協会長が事前に定めておくこと等も考えられる。

（償還猶予手続に係る担当民生委員等の経由）

問5 第5の3の（1）により、償還猶予手続について「担当民生委員等を通じて申請することが望ましいと認められる場合」とあるが、どのような場合に、担当民生委員等を通じて申請することが望ましいのか。

（答）

- 償還猶予手続における申請書の経由については、今回の見直しの趣旨も踏まえ、担当民生委員等の経由を一律に求めるのではなく、「担当民生委員等を通じて申請することが望ましいと認められる場合に」経由することができる取扱いとしている。
- 「担当民生委員等を通じて申請することが望ましいと認められる場合」として、例えば、借受人が担当民生委員等から継続して支援を受けている場合等が考えられるが、借入後の借受人と担当民生委員等との関係その他の事情に応じて、柔軟に取り扱って差し支えない。

（償還猶予手続に係る担当民生委員等の意見等の要請）

問6 第5の3の（2）により、償還猶予手続について、担当民生委員等は「都道府県社協会長からの要請を市町村社協を通じて受けた場合において、協力が可能なとき」に、必要な調査を行い、意見を添えて、申請書を提出するとされているが、どのような場合に、「要請」が必要となるか。

（答）

- 第5の3の（2）により、償還猶予手続に係る担当民生委員等による意見書の作成について、都道府県社会福祉協議会会長が「要請」を行う場合としては、例えば、担当民生委員等が継続的に支援を行っており、借受人の生活状況を把握できている場合等が想定されるが、地域の実情や個別の状況を勘案

のうえ、柔軟に取り扱って差し支えない。

- なお、担当民生委員等の協力が円滑に行われるよう、どのような場合に「要請」を行うかについて、あらかじめ市町村社協や民児協等の関係機関と調整のうえ、都道府県社協会長が事前に定めておくこと等も考えられる。